パンフレット・申込書は、危機管理課、区立防災センター(市谷仲之町2-42。火曜日・ 祝日を除く)、特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。

【問合せ】危機管理課▶危機管理係☎(5273)4592、▶地域防災係☎(5273)3874(いず

都内全ての住宅への設置が都条例で義務付けられています。

【価格(税込み)】1個3,300円(取り付けも依頼する場合は4,950円)

れも〒160-8484歌舞伎町1─4─1、本庁舎4階・配(3209)4069)へ。

【問合せ】危機管理課地域防災係へ。

器が正常に作動するか確認しましょう。

◆住宅用火災警報器

◆消火器

東日本大震災から10年

下地震に備えて家庭の以

あっせん販売・助成などの 区の事業をご活用ください

防災用品

あっせん業者 東京都葛飾福祉工場☎(3608)3541

備蓄する防災用品は、日頃から食料などを少し多めに購入し、使用した分を 買い足す「ローリングストック」を実践すると無理なく準備できます。あっせ んしている防災用品には、非常食・保存水、家具転倒防止器具、簡易トイレ等が あります。

【問合せ】危機管理課地域防災係へ。



備蓄する非常食・飲料水等







避難用品の準備もしておきましょう



分まで古い消火器を無料で回収します。 区の職員をかたる悪質な業者にご注意を

消火器本体の耐用年数は8年~10年です。耐用年数に関係なく、消火器のさ

び等には気を付けましょう。新しい消火器を購入する際に、専門業者が購入本数

メーカー等では10年を目安に交換することを推奨しています。自宅の火災警報

あっせんする警報器は煙式または熱式で、いずれも音声警報タイプです。

区では、訪問販売は一切行っていません。区のあっせん業者が訪問する 場合は、事前に電話連絡の上、お伺いします。

住宅用家具転倒防止器具取り付け事業

◎家具類の転倒・落下を防ぐために

専門業者をご自宅に派遣し、設置場所に適した家具転倒防止器具の取り付け 方法を相談の上、無料で取り付けを行います(取り付け部分は住宅部分に限る)。

器具の種類と家具転倒防止効果









器具の効果

【対象】区内在住の方

【対象となる家具】たんす、戸棚・棚類、冷蔵庫、テレビ(住宅部分にある家具で、 区の指定器具で取り付け可能なものに限る)

【費用】器具の購入費用、天井や壁等に補助工事が必要な場合の費用は利用者負担 ※家具転倒防止器具は、区が派遣する取り付け業者からも購入できます。 ※生活保護を受給している世帯の方・災害時要援護者名簿に登録している方 は器具を5点まで無料で取り付けます(1回のみ)。

●取り付け業者から購入する場合の価格(税込み)

▶転倒防止板…1.320円 ▶つっぱり棒(小)…5.940円 ▶つっぱり棒(大)…5.060円

【申込み】所定の申請書を郵送・ファックスまたは直接、危機管理課危機管理係 へ。申請書は同課・区立防災センター(市谷仲之町2-42。火曜日・祝日を除 く)、特別出張所で配布しているほか、新宿区ホームページから取り出せます。 後日、訪問日等を調整するため、業者から電話連絡します。

感震ブレーカー設置費用助成事業

◎地震による電気火災を防ぐために

感震ブレーカーは、震度5強以上の揺れを感知した場合に、ブレーカーやコ ンセント等への電気供給を自動的に止める、電気火災対策の器具です。

【助成件数】80件(1住宅に付き1回)

【申請期間】令和4年2月28日(必着)まで

【助成対象者・対象製品・助成額】下表のとおり

※賃貸マンション・アパートの賃借人は対象外です。

▲分雷盤タイフ

※令和4年3月31日休までに、設置工事を完了し請求書を提出する必要があり ます。

【問合せ】危機管理課危機管理係へ。

	対象者	対象製品	助成額
Ī	区内に住宅を 所有している方	分電盤タイプ	設置費用の3分の2(上限50,000円)
		(内蔵型・後付型)	※住民税非課税世帯は、設置費用の6分の5
		またはコンセントタイプ	(上限62,000円)
	区内に住宅を	分電盤タイプ	10,000円
	新築する方	(内蔵型・後付型)	

助成申請~助成金交付の流れ

C	設置器具・ 費用の確認	電気工事店に、設置する器具の種類・費用を相談し、見積書を用意	
	区へ申請書 を提出		
(3)		区で審査のうえ、交付決定通知書を送付 ※審査の結果、助成できない場合もあります。	
(2	設置工事・ シ区へ報告書 提出	設置工事完了後、報告書等を同課へ提出(郵送も可) ※内容を精査後、交付額確定通知書を送付します。 ★工事は交付決定通知書が届いてから行ってください。	
(i	請求書の提出・ 助成金の交付	必要書類と請求書を危機管理課へ提出(郵送も可) ※請求書受理後、おおむね1か月以内に指定の口座へ助成金を振り込みます。	

ガス系消火設備を備えているマンション管理組合の皆さまへ

区内の二酸化炭素消火設備の放出事故を受けた注意喚起

- ①二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事等が行われる場合は、誤作動や誤放出を防止するため、第三類の消防設備士または二酸化炭素消火設備 を熟知した第一種の消防設備点検資格者の立ち合い・監督のもと、必要な安全対策の管理体制を確保してください。
- ②二酸化炭素消火設備が設けられている付近で工事などを開始する場合は、その都度、工事等の従事者に、消火剤が放出されないよう閉止弁を閉止する等 の措置を講じた上でなければ、工事等を開始しないなど、必要な安全対策の内容を説明し、安全対策を徹底してください。

【問合せ】▶四谷☎(3357)0119、▶牛込☎(3267)0119、▶新宿☎(3371)0119の各消防署へ。